

## 綾瀬市地域公共交通会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、綾瀬市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情及び地域ニーズに応じた適切な乗合旅客輸送の態様及びサービス水準等に関する事項。
- (2) 綾瀬市の地域公共交通施策の推進に関する事項。
- (3) その他交通会議が必要と認める事項。

### (組織の構成員)

第3条 交通会議は、委員20名以内とし、別表に掲げる者により組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。任期期間中の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できない場合は、あらかじめ選任し、会長に届け出た代理人にその職務を行わせることができる。

- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 5 前4項の規定に関わらず、交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更について、書面による協議をすることができる。この場合における前項の「出席した委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 交通会議は原則として、公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、交通会議主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
綾瀬市長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は旅客
関東運輸局長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者
神奈川県警察
学識経験者
その他市長が必要と認める者